

# 自治振興交付金 (まちづくり交付金)の手引

(令和8年(2026年)4月改訂)

甲 賀 市

# 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 自治振興交付金（まちづくり交付金）とは | 3  |
| 2. 自治振興会・まちづくり協議会と交付金  | 4  |
| 3. 交付金額                | 6  |
| 4. 事務の流れ               | 7  |
| 5. 交付対象経費と交付対象外経費      | 9  |
| 6. 枠ごとのルール             | 13 |
| 7. 会計処理の明確化            | 14 |
| 8. 年間スケジュール            | 14 |
| 9. 制度の見直し              | 15 |
| 《参考資料》                 |    |
| ○ 様式関係                 |    |
| ○ Q & A                |    |

## はじめに

※ この手引きは、甲賀市自治振興会等規則（平成23年4月1日甲賀市規則第13号）をわかりやすく解説するとともに、同規則第22条に基づき、必要な事項を定めるものです。

### 1 自治振興交付金（まちづくり交付金）とは

#### （1）目的

市内には202の区・自治会があります。地域活動の担い手として大きな役割を果たしてきた区も人口減少や少子高齢化の進行に伴い、活動組織の見直しが必要な時期にきています。人口が減少し高齢化が進みながらも、昔と変わらない強い絆を持つ区もあれば若い世代の人口が増え活気があふれ出している区もある一方で、区役員等の選出や区内でのつながりが希薄化しているといった問題が出始めています。

社会情勢や地域事情の変化に伴って起こり始めているこういった問題に対して、将来を見据え、小さなうちに解決するため、広域的な視点をもってお互いに助け合える地域づくりに取り組んでいくことが肝要であると考えます。

この交付金は、地域のつながりを強固にし、人権尊重のまちづくりの理念を基本姿勢としながら、市民自らが自主的な地域づくりを積極的に行っていただく取組みを支援するものであり、共生社会における住民自治の実現をめざしています。

#### （2）導入効果

- 補助金と違って交付金として自由裁量の枠を広げることで、地域の実情に応じた地域課題を自らの力で解決するという自治の力を高めます。
- 区・自治会の弱みを補い、強みを活かせる活動が実施でき、区・自治会のつながりや地域の活性化が図れます。
- スポーツに力を入れる地域、文化に力を入れる地域、季節的活動に力を入れる地域など、各地域の個性や資源を生かした地域づくりが可能となります。

## 2 自治振興会・まちづくり協議会と交付金

### (1) 自治振興会・まちづくり協議会の機能と目的

- 1 自治振興会・まちづくり協議会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。
- 2 自治振興会・まちづくり協議会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えより多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくります。
- 3 自治振興会・まちづくり協議会は、地域の課題を解決するため、市長等及びその他の組織と協働してまちづくりに取り組むものとしします。
- 4 市長等は、自治振興会・まちづくり協議会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。

#### 【解説】

自治振興会・まちづくり協議会は、当該地域の区及び自治会をはじめ、各種団体、NPO、企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題を話し合い、解決に向けて取り組む協議体（プラットフォーム）です。

自治振興会・まちづくり協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域づくり計画を策定し、地域が目指す将来像を描き、多くの人に関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていくことを目指します。市長等は、市民と行政が協働でまちづくりを進めることを基本にそれぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取組みや、地域の活性化につながる活動を支援します。

### (2) 地域づくり計画とは

地域づくり計画は、自分達の身近な生活の問題や学区の課題解決や、住民のニーズに応じたきめ細かなまちづくりを推進するために必要な学区の将来像、目標、課題、事業内容、事業費用等を定めたものです。

課題や問題を出し合い、その解決にむけて計画づくりをすることが自分達の学区の住民自治や魅力あるまちづくりを進めるにあたり第一歩となります。

### (3) 自治振興交付金（まちづくり交付金）制度改正の理由

人口減少、少子高齢化が進み、社会情勢、住民ニーズの変化に伴い区・自治会などの従来の地縁型コミュニティの力が弱まるなか、新たな自治のプラットフォーム（＝協議体）である自治振興会・まちづくり協議会の真価が問われる時期を迎えています。

自治振興会の設立から14年が経過するなか、依然として制度の趣旨や狙いが市民に十分浸透していないとの意見に真摯に向き合い、同じ住民自治の担い手である区・自治会や多様な主体とのパートナーシップを前提とした組織への見直しを促すとともに、税を原資とした自治振興交付金（まちづくり交付金）が、防災や福祉、社会教育等をはじめとする、市民、行政の共通の公共的課題に有効活用され、「地域共生社会の実現」につながる制度へ見直します。

#### (4) 組織、体制の前提条件

ア. 地域内の多様な主体が参画する「協議体」となっています。

概ね小学校区の範囲で、地縁組織、目的型組織、属性別組織が一体となっていることが求められます。団体や参画の意向を示している団体とは積極的に協議、連携する場を持ちましょう。

イ. 意思決定プロセスが開かれたものとなっています。

事業、予算の検討過程において、地域住民、各種団体の多様な意見を聞き取る仕組みが必要です。「協議体」であることを念頭に独断とならないようにしましょう。

ウ. 複数年制の役員体制となっています。

単年度ではなく、中長期的に事業を展開できる体制である必要があります。事業の見直しや新たな事業を構築するための体制整備が重要です。

※これらの前提条件に当てはまらない場合は、組織、体制の見直しに向けた年度計画を地域づくり計画に定めてください。

#### (5) 事業の前提条件

ア. 地域住民の「共通の課題」を解決するための事業であること。

イ. 地域づくり計画等の中長期計画に基づく事業であること。

ウ. 個々の区・自治会の取り組み（課題）ではないこと。

### 3 交付金額

自治振興交付金（まちづくり交付金）の総額は、一般会計（前々年度）市民税決算額、現年度分の3%以内で予算に定めた額を自治振興会・まちづくり協議会ごとに算出して交付します。令和8年4月以降に交付する交付金等については、以下の算定方法となります。（それぞれ千円未満切捨て）

#### A 行政協力活動事業

○「行政情報の伝達」「各種委員等の推薦」「調査、調整依頼」「イベント、会議への出席、活動依頼」の業務に対して交付します。

※令和8年度は、原則、算定方法の変更はありません。令和9年度に見直しを予定しています。

<参考：令和8年度までの算定方法>

②区活動交付金・・・直接各区・自治会へ支払われていた区等事務活動交付金をまとめて交付します。

##### ◆交付金の算定◆

- ・区長協力事務費 50,000円（自治会は25,000円）に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区の数に乗じて得た額（信楽区域にあっては本文の規定により算出した額に、10,000円に町内会の数に乗じて得た額を加算する。）
- ・区活動費均等割額 40,000円（自治会は20,000円）に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区の数に乗じて得た額（信楽区域にあっては本文の規定により算出した額に、10,000円に町内会の数に乗じて得た額を加算する。）
- ・区活動費世帯割額 1,300円に前年度の1月1日現在における当該地域の区の加入世帯数に乗じて得た額

#### B 地域課題事業

○地域課題の解決のための事業や活動、事務局員の賃金などに活用できます。

#### C 地域共生事業

○地域と行政が協働で取り組む課題の解決のための事業に活用できます。

##### ◆交付金の算定◆

- ・全体の交付金額（1億6千万円）から「A 行政協力枠」分を差し引いたのち、前年度の1月1日現在における人口割（50%）、均等割（48%）、孤立集落加算（2%）ごとに分配
- ・分配した金額のうち、7割を「B 地域課題枠」として、3割を「C 地域共生枠」として交付

※今後、段階的に「C 地域共生枠」の割合を増やします。

※孤立集落…地区または集落につながるすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所。地震等により人の移動・物資の物流が困難となる可能性が高い集落。

#### 4 事務の流れ

【事務手続基本フロー】

自治振興会・まちづくり協議会

前年度を基準に予算の内々示、

A 行政協力活動、B 地域課題事業

C 地域共生枠の事業計画書提出（12月末）

予算内示（3月）

交付申請書、  
単年度の事業計画書、支出予算書の提出（4月～）

交付決定通知書（4月～5月中旬）

交付金の請求（4月～5月中旬）

交付金の支払い（4月～6月）

実績報告（翌年度4月10日まで）

精算通知（速やかに）

精算の返戻（5月末まで）

甲賀市  
（市民活動推進課、  
各地域市民センター）

※交付申請は、各自治振興課・まちづくり協議会の総会の開催時期を鑑み、自治振興交付金（まちづくり交付金）の内、事務局経費のみ先に申請することは可能です。ただし、理事会や役員会などで協議された協議録等を添付してください。

※実績報告、確定通知、精算の返戻の時期は出納閉鎖の関係もあり、時期は決まりますが、交付申請書等の提出やその後の処理については各自治振興会・まちづくり協議会の総会の開催時期に応じて変わります。

## (0) 事業計画書

自治振興交付金（まちづくり交付金）事業計画書を市へ提出してください。活動内容や予算等はそれぞれの地域の実情に応じ、自治振興会・まちづくり協議会内で十分な協議を経て、地域の合意のもとで決定してください。また、「C 地域共生事業」については、事前に市民活動推進課又は各地域市民センターを通じて担当部局と協議してください。

## (1) 交付申請（事業計画書）

自治振興交付金（まちづくり交付金）交付申請書（様式第3号）、単年度の事業計画書（様式第4号）・収支予算書（様式第5号）を市へ提出してください。なお、住民の方々への自治意識の普及啓発は重要です。広報紙等広く住民に協議経過や活動内容をお知らせください。

## (2) 交付決定

市は、自治振興会・まちづくり協議会から提出のあった申請書に対してその年度の交付決定額を自治振興交付金（まちづくり交付金）交付決定通知書（様式第6号）で通知します。

## (3) 交付請求

自治振興会・まちづくり協議会は、自治振興交付金（まちづくり交付金）交付決定通知書を受領後、すみやかに自治振興交付金（まちづくり交付金）交付請求書（様式第7号）を市へ提出してください。

## (4) 交付金の交付

市は自治振興交付金（まちづくり交付金）を交付します。交付金は自治振興会・まちづくり交付金が指定された金融機関の口座に振り込みます。

## (5) 実績報告

年度の活動が終了したら、毎年4月10日までに自治振興交付金（まちづくり交付金）実績報告書（様式第8号）に下記の書類を添えて市に報告してください。

- ①収支決算書（様式第9号）
- ②監査報告書（様式第10号）
- ③活動写真他、パンフレット、プログラム、新聞記事等、活動が確認できる書類
- ④その他市長が必要と認める書類

市は、書類を確認し、交付金が適切に使われていると認めた場合には、自治振興交付金（まちづくり交付金）精算通知書（様式第11号）により通知します。

## (6) 精算・積立

実績報告により余剰金が生じた場合は、枠に関係なく市へ返還（精算）又は目的を明確にしたうえで基金への積立をしていただくことになります。

## 5 「B 地域課題枠」及び「C 地域共生枠」の交付対象経費と交付対象外経費

自治振興交付金（まちづくり交付金）の用途については各自治振興会・まちづくり協議会の自主性と自立性をできるだけ尊重するものとしますが、以下に示すとおり、市の歳出科目である名称に従って、交付金の対象経費を○、対象外経費を×で例示します。

事業内容や支出経費が交付金の対象となるかどうか不明な場合には、事前に市と十分協議してください。また、公的資金の適正な執行の観点から、個人による立替払いや交付金を支出する際のポイントカードの利用、個人の電子マネー又はクレジットカード等の利用は極力避けてください。

### （1）報酬

自治振興会、まちづくり協議会の役員手当 ○

※事務局員の賃金や役員手当は「B 地域課題枠」からのみ支出できるものとします。

#### 【費用弁償】

人が公務や団体の用務などに従事するために実際にかかった経費を補うための支給のことです。つまり、仕事や活動そのものへの報酬（給料や謝礼）ではなく、それを行うために必要となった実費の補填です。

具体例：会議に出席するための交通費、宿泊を伴う場合の宿泊費

#### 【役員手当】

自治会などの運営に携わる役員（会長、副会長、会計など）に対して、その労務、責任、時間的負担に報いるために支給されるお金です。つまり、実際にかかった経費の補填ではなく、「働き」や「貢献」に対する謝礼、報酬の性格があります。

### （2）賃金

自治振興会、まちづくり協議会の事務局員賃金 ○

### （3）報償費

①研修会や講習会の講師謝礼 ○

②事業等で依頼する技術指導、オペレーター等への謝礼 ○

③事業等の景品代、記念品 ×

### （4）旅費

会員・役員の親睦旅行と見なされる旅費は対象外です。コミュニティに関する視察調査の旅費は一定の条件の下で対象としますが、市職員の旅費に関する条例、規則に規定する額を超える額は対象外とします。

①視察調査の旅費 ○

※公共交通機関は実費分です。基準は市の旅費規程に基づくものとします。

### （5）交際費

①餞別、歳暮、慶弔費等の交際費 ×

②研修会等、講師や視察先へのお土産 ○

## (6) 需用費

消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費、医薬材料費が該当します。

- ①文房具等事務用品の購入 ○
- ②事業における乗用車の燃料代 ○ ※13円/km目安
- ③書籍、資料の購入 ○
- ④草刈、清掃など公益的活動実施時の参加者への飲み物（酒類を除く） ○
- ⑤親睦会に係る経費 ×
- ⑥資料の印刷費 ○
- ⑦地域イベントで提供するおしるこや豚汁の賄材料費 ○
- ⑧非常時の炊き出しの食材料費 ○
- ⑨草刈機等の修繕 ○
- ⑩市が保有するコピー機で自治振興会、まちづくり協議会に係る資料を印刷した場合のコピー料 ○

## (7) 役務費

通信運搬費、手数料、翻訳料、保険料が該当します。

- ①郵便料金 ○
- ②電話料 ○
- ③私物の携帯電話の電話料 ×
- ④自治振興会、まちづくり協議会活動にかかる保険料 ○

## (8) 委託料

組織運営や企画などの外部委託は対象外としますが、団体の活動で地域課題の解決（草刈、移動支援など）につながるものは対象とします。その他、専門性の高いものは認めません。委託により事業を実施する場合は、受託者との間に問題が生じないように、事業の「目的」「実施範囲」「手続き」「役割分担」等について定めた要項を作成しましょう。

- ①事業に係る業務を他に委託し、若しくは他に請け負わせるような事業 ○
- ②イベントの舞台装置、音響、電気配線設置委託料 ○

## (9) 使用料及び賃借料

- ①自治振興会、まちづくり協議会が会議や活動で利用する施設の使用料 ○
- ②活動で使用するトラックの借り上げ料 ○
- ③高速道路通行料 ○
- ④施設見学会等で使用する貸切バス代 ○
- ⑤機械等のリース料 ○

## (10) 工事請負費

- ①ゴミ集積所の設置 ○
- ②生活道路等の簡易な修繕 ○
- ③施設の修繕 ○

(11) 原材料費

- ①レミファルト、セメント、ペンキ等の原材料の購入費 ○
- ②公園等補修の為の資材材料費 ○

(12) 財産購入費

- 不動産の購入は対象外とします。 ×
- 車両の購入 ○

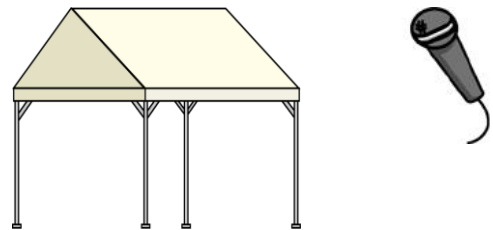
(13) 備品購入費

事業を行う上で必要な備品類を購入することができます。ただし、この場合は事業計画書に位置づけられたものとし、単年度の上限額と一品あたりの単価は、最高 500 千円を限度とします。(ただし、防災資機材については、500 千円を超えるものであっても、市と協議のうえ購入することを可とします。) 高額な備品はリース契約を行うなどの対応も考えてください。

(※事業計画書の備考欄にその旨記載願います)

また、備品台帳の整備を行い、適切に管理してください。購入備品の他者への譲渡、寄付は禁止します。

- ①事務局のコピー機、パソコン、ファックス ○
- ②テント ○
- ③マイク等音響設備 ○
- ④スポーツ振興等の道具 ○
- ⑤備品格納倉庫 ○
- ⑥スライド、スクリーン ○



(14) 負担金・補助及び交付金

- ①区や諸団体が協働で実施する事業への負担金 ○
- ②区や諸団体が協働で実施する事業への補助金 ○
- ③研修事業等への参加費 ○
- ④自治振興会、まちづくり協議会同士が連携して実施する事業への負担金 ○

負担金・補助金の支出に関しては、「対象者・対象事業」「対象経費」「負担・補助金額」「交付申請」「交付決定」「変更」「取消」「状況報告」「完了報告」等について定めた要綱を作成のうえ、支出するようにしてください。

(15) 寄付金

- 他団体や個人への寄附金、賛助金、協力金、募金の類 ×

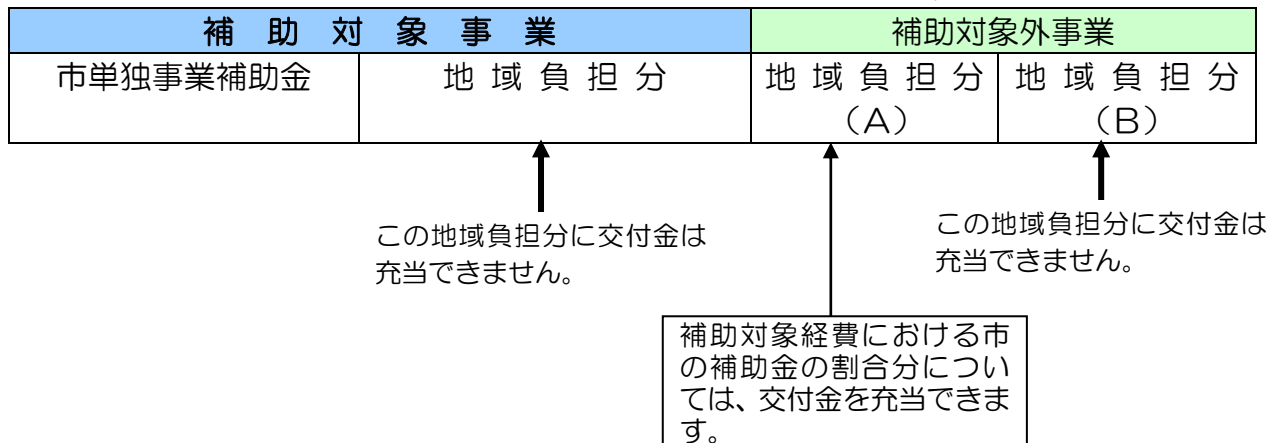
(16) 積立金

地域づくり計画等に基づく単年度では執行できない事業、又は、翌年度の事務局運営経費の一部については、基金に積立を行うことができます。その場合、積立金の名称、使途、予定額(必要額が設定されていること)、計画(積立金を執行する目的と時期)を明確にしなければなりません。積立期間(期限)は最長 5 年としますが、事務局経費については、積立期間(期限)の定めはありません(ただし、積立限度 500 千円まで)。積立期間中であっても、積み立てている事業目的に合致する事業であれば、金額の一部を支出(取り崩し)可能とします。なお、万が一、未執行となった場合は積立金全額を市に返戻していた

だきます。関係書類については地域づくり計画に添付し提出するものとします。

### (17) 補助事業

交付金を充当しながらさらに事業が充実発展するものにも活用できます。ただし、国や県、市の補助対象事業となっている事業については以下の通り取り扱うものとし、地元負担分全てに交付金が充当できるものではありませんのでご留意願います。



※仮に補助対象経費の1 / 2が市補助金となっている事業について、追加で単費事業を実施される場合、単費事業（補助対象外事業）の1 / 2については自治振興交付金を充てることができますが、残り1 / 2は地域負担となります。

また、次の活動には交付金を充てることができません。

- (1) 収益が個人への利益配分となる営利事業
- (2) 宗教の教義を広め、信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する活動

## 6 枠ごとのルール

### A 行政協力枠（行政協力活動）

- 行政協力活動を担っていただく団体に対して、行政協力活動費を交付します。（行政協力活動による必要経費であり、用途の制限はありません。）
- 協力内容の詳細は16ページに示す業務です。
- 主に区・自治会における「行政情報の伝達」「各種委員等の推薦」「調査、調整依頼」「イベント、会議への出席、活動依頼」に係る経費とします。
- これらは一連の業務であるため、部分的に実施しないなどの選択はできません。
- 各自治振興会・まちづくり協議会において、各区・自治会と協議のうえ、振込先や配布戸数等を調整してください。
- 各自治振興会・まちづくり協議会の会計を経由して、各区・自治会に支払う場合は、区・自治会から請求書を自治振興会・まちづくり協議会宛てに提出してください。
- 「行政情報の伝達」に係る経費については、区・自治会と双方協議のうえであれば、自治振興会・まちづくり協議会における取りまとめや文書の配布等について可能とします。

### B 地域課題枠（地域課題事業）

- 主に学区単位で課題となっている事業に対して取り組むための枠を「B 地域課題枠」とします。
- 事務局経費については、上限を1,147千円とします。
- 敬老、子ども、若者も対象とした幅広い年代にも活用いただけます。
- 商品券や飲食のみ利用を制限しますが、サロンなどの健康づくり、移動・生活支援、多世代交流などに活用いただけます。

### C 地域共生枠（地域共生事業）

- 地域、行政の共通の地域課題に対して、市の担当部署と協働で取り組むための枠を「C 地域共生枠」とし、該当する事業は、17、18ページを参照してください。
- 翌年度実施する事業については、市の担当部署と協議の場（ラウンドテーブル）を設けながら、前年度の12月を目途に事業計画を作成してください。

#### <協働の手順（参考）>

- ①自治振興会・まちづくり協議会において、アンケート調査や窓口対応などから課題を抽出し各種団体と共有しながら、課題を洗い出す。（円卓会議）
- ②課題を解決するための事業内容を検討する。
- ③課題や事業を市民活動推進課、各地域市民センター及び担当部署と共有しながら、協働で解決する事業を選定する。
- ④自治振興会・まちづくり協議会と行政の担当部署が円卓会議において議論を重ねながら、交付金（C地域共生枠）活用に向けて、事業計画書を作成し提出する。（12月を目途）
- ⑤交付申請書と事業計画書を提出し、市民活動推進課及び各地域市民センターが審査、交付決定を通知する。（4月～）
- ⑥交付決定に基づき、自治振興会・まちづくり協議会が請求書を提出する。
- ⑦請求書に基づき、自治振興会・まちづくり協議会へ交付金を交付する。（概算払）
- ⑧事業終了後、速やかに実績報告書を提出する。
- ⑨実績報告書に応じて精算する。

【事業実施のルール】

①事業参加費の徴収

自治振興会・まちづくり協議会は、参加費を徴収して事業を行うことができます。なお、参加費を徴収した場合は、当該事業の経費に全額を充当します。講座等については、材料費等の受益者負担を原則とします。

②業者等の選定

自治振興会・まちづくり協議会は、物品や委託事業等の発注について3社以上から見積もり比較を行い、公平かつ透明な運用に努めてください。(目安として30万円を超える発注)

③事業計画の修正について

事業計画に変更が生じる場合、自治振興会・まちづくり協議会は市に届出(様式第13号)を行います。

《事業計画の変更》

事業計画の変更とは、新規事業の追加、事業の中止・廃止、事業内容の大幅な変更を言いますが、事業内容の変更とは、30万円以上の変更が生じる場合をいいます。

6 会計処理の明確化

自治振興会・まちづくり協議会は交付金に基づく事業の全体収支を明らかにし、交付金を活用する部会も収支を明らかにしておく義務があります。自治振興会・まちづくり協議会は適切な会計処理のもと、決算後、最低5年間は出納簿や領収書等の書類を保管しなければなりません。

自治振興交付金(まちづくり交付金)は公金であり、帳簿等の監査も実施いたします。また、区・自治会等への補助金等も含めて監査対象となります。その用途や配分について市民は強い関心をもっていますので、適正な会計処理に努めましょう。

7 年間スケジュール

自治振興会、まちづくり協議会が行う手続の1年間の時期の目安は次のとおりです。

|     | 1年間の流れ                                |                       |
|-----|---------------------------------------|-----------------------|
|     | (当該年)                                 | (翌年)                  |
| 1月  |                                       |                       |
| 2月  | 各自治振、まち協ごとの交付金額内示                     | ↑<br>活<br>↓<br>動      |
| 3月  | 総会(計画、予算の承認)                          |                       |
| 4月  | 交付金の申請<br>事業計画、収支予算                   | 総会(決算の承認)<br>実績報告書の提出 |
| 5月  | ↑<br>活<br>↓<br>動<br>交付決定通知受領<br>交付金受領 | 交付金精算通知の受領<br>交付金の精算  |
| 6月~ |                                       |                       |
| 11月 |                                       |                       |
| 12月 | ↓<br>次年度事業計画提出                        |                       |

※上記はあくまでも目安であり、各自治振興会・まちづくり協議会の総会開催時期に応じ

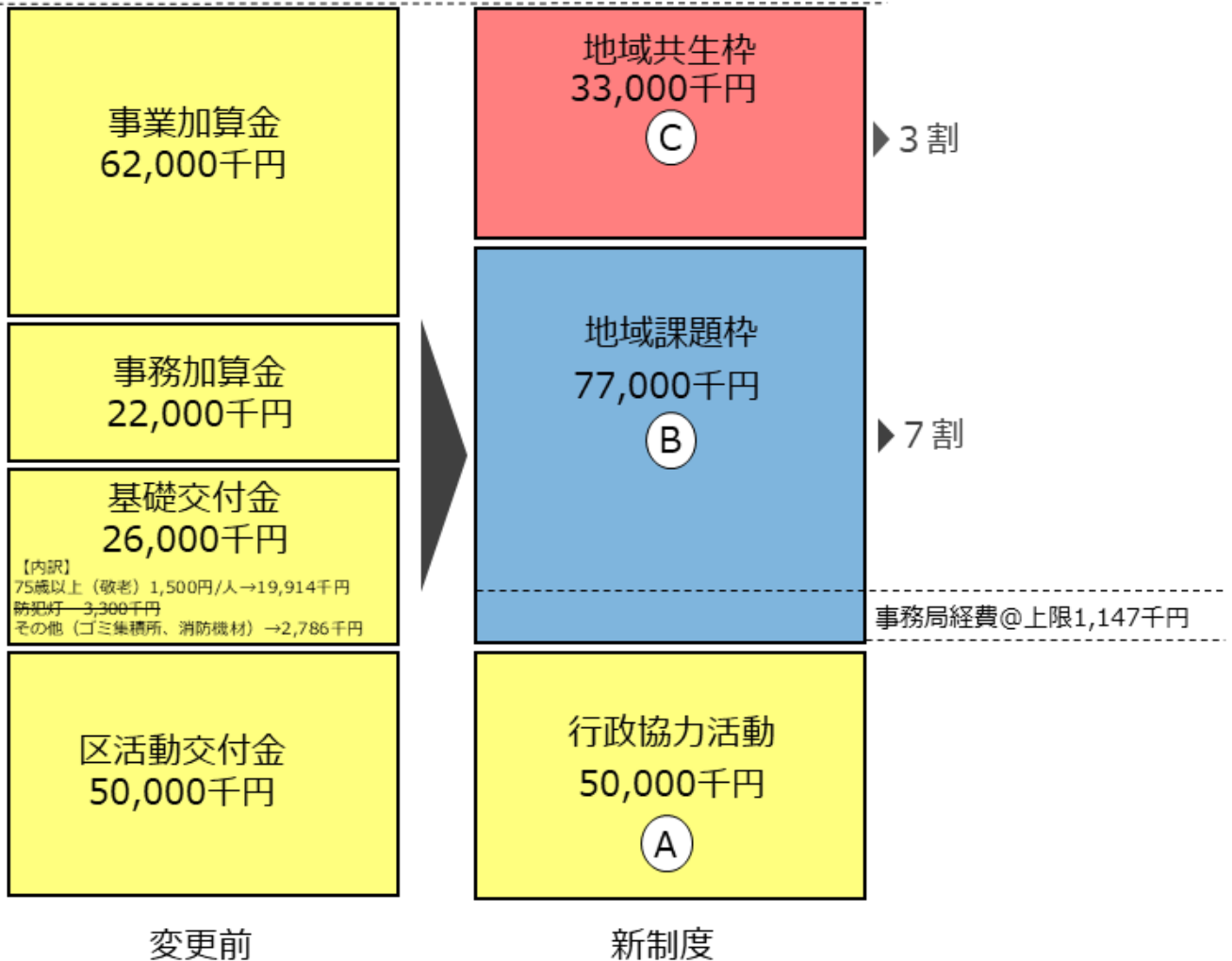
て変わります。ただし、当該年度に受けた自治振興交付金（まちづくり交付金）の実績報告書は翌年4月10日までに提出いただく必要があります。

## 8 制度の見直し

自治振興交付金（まちづくり交付金）制度は、地域での運用実態を踏まえ、軽微な内容については必要に応じ見直しを行うことができます。

令和7年度から令和8年度にかけては、以下のように見直しました。

総額 160,000千円(維持)



## A 行政協力枠（行政協力活動）の内容

### (1) 行政情報の伝達（毎月15日：全戸配布、組回覧）

庁内各課および関係団体（社協、警察、消防など）から毎月15日に区・自治会長に発送し、全戸配布および組回覧に供します。

#### 【業務内容】

ごみカレンダー、健診カレンダー、通行止め等の周知、避難情報の伝達、イベント周知チラシ、啓発冊子、受講者募集、自治振興会だより、小学校だより、駐在所だより、子育てサロン、高齢者サロン案内

### (2) 各種委員等の推薦

様々な分野の事業について、地域で主体的に活動いただける方を委員として任命するため、区・自治会に推薦を依頼しています。

#### 【業務内容】

- ①地域の区長代表者（地域区長会）が兼職するもの※町域で1名程度  
空き家等対策協議会委員、地域公共交通活性化協議会委員、男女共同参画審議会委員、健康づくり推進協議会委員、あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議、暴力団追放甲賀湖南市民協議会、防災会議委員、国民保護協議会委員、避難行動要支援者ネットワーク会議委員、共同募金委員会配分委員会委員（社協）
- ②区・自治会長が兼職するもの（全ての区・自治会長）  
地域交通安全推進委員（警察）、地域安全連絡所責任者（警察）、消費生活安全確保地域委員
- ③委員の推薦を依頼するもの  
国勢調査員（@5年）、人権擁護推進員（@3年）、民生委員児童委員（@3年）、投票管理者、投票立会人
- ④その他  
自主防災リーダー、青少年育成市民会議委員、農事改良組合長、森林組合推進員、更生保護女性会、日赤奉仕団、スクールガード、老人クラブ

### (3) 調査、調整依頼

区・自治会員の意見やニーズを取りまとめるとともに、公共的施設の維持管理や住民の安全、安心に係る調査、調整を図ります。

#### 【業務内容】

- ①合意形成 住民要望取りまとめ、市政・防犯・交通安全功労者表彰推薦
- ②許可調整 開発許可、農業振興地域の変更、官民境界立会、狂犬病予防接種、移動販売車の敷地利用
- ③点検 遊具、防犯灯、ごみ集積所の設置及び管理
- ④申請業務 緑化樹申し込み、固定資産税公益減免、捕獲従事者報奨金、補助金等申請
- ⑤募金 日本赤十字、緑の募金、教育後援会
- ⑥危機管理 避難行動要支援者同意者名簿の管理、個別避難計画の作成、災害時通行止め、消防団員加入促進、防災資機材点検、大雨、台風時の被害状況確認、自主避難場所の開設、水道等の漏水時対応、消火栓ボックス、防火水槽の管理

### (4) イベント、会議への出席、活動依頼

行政および関連団体が開催するイベント、会議へ出席するとともに、地域住民による活動を推進します。

#### 【業務内容】

区長会（町域）、人権尊重のまちづくりリーダー研修会、学校主催行事、総合防災訓練、地域リーダー意見交換会

○ 地域共生枠（地域共生事業）に該当する事業

| No. | 部局     | 課室名       | 地域共生（協働）事業  |
|-----|--------|-----------|---|
| 1   | 総合政策部  | 秘書広報課     | —   |
| 2   |        | 危機管理課     | 避難所開設・運営訓練、消防資機材確保、防災資機材確保  |
| 3   |        | 政策推進課     | 移住支援  |
| 4   |        | 市民活動推進課   | 地域集会所の維持・修繕、地域づくり計画策定、全住民アンケート、区・自治会の合併支援、外国人市民への生活オリエンテーション、外国にルーツを持つ子どもの学習支援、多文化防災、市民活動補償制度 |
| 5   |        | 情報政策課     | デジタルデバイド対策（スマホ教室等）  |
| 6   | 総務部    | 総務課       | —   |
| 7   |        | 人事課       | —   |
| 8   |        | 財政課       | —   |
| 9   |        | マネジメント推進室 | —   |
| 10  |        | 管財課       | 市有財産の維持管理   |
| 11  |        | 契約検査課     | —   |
| 12  |        | 税務課       | —   |
| 13  | 市民環境部  | 市民課       | —   |
| 14  |        | 保険年金課     | —   |
| 15  |        | 生活環境課     | 防犯パトロール、防犯カメラの設置、防犯灯の維持管理、消費生活、不法投棄対策   |
| 16  |        | 環境未来都市推進室 | カーボンニュートラル推進（イベント・研修）   |
| 17  |        | 人権推進課     | —   |
| 18  | 健康福祉部  | 地域共生社会推進課 | 地域生活課題を考える円卓会議の開催、居場所の創出、社会的孤立にかかる相談  |
| 19  |        | 生活支援課     | —   |
| 20  |        | 障がい福祉課    | —   |
| 21  |        | 長寿福祉課     | 高齢者の活動支援（介護予防、居場所づくり）   |
| 22  |        | すこやか支援課   | 健康づくり   |
| 23  | こども政策部 | 子育て政策課    | 子育てサロン、プレイパーク整備、こども食堂   |
| 24  |        | 家庭児童相談室   | —   |
| 25  |        | 発達支援課     | —   |
| 26  |        | 保育幼稚園課    | —   |
| 27  | 産業経済部  | 商工労政課     | —   |
| 28  |        | 観光企画推進課   | —   |
| 29  |        | 農業振興課     | 市民農園、耕作放棄地対策（景観作物の作付等）  |
| 30  |        | 農村整備課     | 農業用施設の維持管理、維持修繕   |
| 31  |        | 林業振興課     | 獣害対策、里山づくり（里山管理および整備）   |

| No. | 部局           | 課室名            | 地域共生（協働）事業  |
|-----|--------------|----------------|---|
| 32  | 建設部          | 都市計画課          | —   |
| 33  |              | 建設管理課          | 市が管理する道路の維持管理・簡易な道路補修・カーブミラー等の新設補修、市が管理する公園等の維持管理・施設の設置更新等、市が管理する河川の維持管理、居住環境改善（私道等の改良や舗装、下排水路の整備、急傾斜地崩壊対策） |
| 34  |              | 建設事業課          | 急傾斜地崩壊対策（シート設置）   |
| 35  |              | 住宅建築課          | 空き家対策   |
| 36  |              | 公共交通推進課        | 移動支援（買い物、通院）、公共交通の利用促進  |
| 37  | 上下水道部        | 上下水道総務課        | —   |
| 38  |              | 上水道課           | —   |
| 39  |              | 下水道課           | —   |
| 40  | 会計管理組織       | 会計課            | —   |
| 41  | 教育委員会<br>事務局 | 教育総務課          | —   |
| 42  |              | 学校教育課          | —   |
| 43  |              | 社会教育スポーツ課      | 社会教育、担い手育成、地域学校協働活動、青少年育成   |
| 44  |              | 国スポ・障スポ<br>推進室 | —   |
| 45  |              | 歴史文化財課         | 史跡活用、保存   |

令和8年度 自治振興交付金事業計画書（案）

令和 年 月 日時点

名称\_\_\_\_\_

1. 組織、体制の前提条件 ※以下、チェック項目

- ア. 地域内の多様な主体が参画する「協議体」であること チェック  
⇒概ね小学校区の範囲で、地縁組織、目的型組織、属性別組織が一体となっている。
- イ. 意思決定プロセスが開かれたものであること チェック  
⇒事業、予算の検討過程において、地域住民、区・自治会、各種団体の意見を聞き取っている。
- ウ. 複数年制の役員体制であること チェック  
⇒単年度ではなく、中長期的に事業を展開できる体制がある。

※ア. イ. ウについて状況が確認できる資料を添付のこと。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・上記の組織、体制となっていない場合は、体制構築に向けた年度計画を記載ください。</li><li>・地域づくり計画、ランドデザイン等による別添でも可。</li></ul> |
|---|

2. 事業の前提条件 ※以下、チェック項目

- ア. 地域住民の「共通の課題」を解決するための事業であること チェック
- イ. 地域づくり計画等の中長期計画に基づく事業であること チェック
- ウ. 個々の区・自治会の取り組み（課題）ではないこと。 チェック

### 3. 概要（まとめ）

| 項目                   | 事業内容  | 総額（円）       |
|----------------------|---|-------------|
| <b>A 枠</b><br>行政協力活動 | 配布世帯数 ●件（○区エリアの○件は自治振興会が対応）                       | 2,500,000 円 |
| <b>B 枠</b><br>地域課題事業 | （1）事業<br>①ごみステーション整備事業（補助）<br>②児童公園遊具補助<br>③集会所支援 | 200,000 円   |
|                      | （2）行事、イベント等<br>①学区納涼祭                             | 190,000 円   |
|                      | （3）多世代交流事業<br>①こども会支援<br>②高齢者サロン                  | 63,000 円    |
|                      | （4）事務局経費<br>①人件費<br>②交通費<br>③社会保険料                | 1,091,900 円 |
| <b>C 枠</b><br>地域共生事業 | （1）空き家活用<br>（2）除草作業<br>（3）防災資機材購入補助<br>（4）移動支援    | 1,000,000 円 |
| <b>合計</b>            |   | 5,044,900 円 |

4. **A枠** 行政協力活動

| NO. | 区・自治会名  | 各戸配布数 | 業務執行者             | 金額          | 備考 |
|-----|---------|-------|-------------------|-------------|----|
| 1   | ●●区・自治会 | ●枚    | 自治振興会 or<br>区・自治会 | ●●          |    |
| 2   |         |       |                   |             |    |
| 3   |         |       |                   |             |    |
| 4   |         |       |                   |             |    |
| 5   |         |       |                   |             |    |
| 6   |         |       |                   |             |    |
| 7   |         |       |                   |             |    |
| 8   |         |       |                   |             |    |
| 9   |         |       |                   |             |    |
| 10  |         |       |                   |             |    |
| 11  |         |       |                   |             |    |
| 12  |         |       |                   |             |    |
| 13  |         |       |                   |             |    |
| 14  |         |       |                   |             |    |
| 15  |         |       |                   |             |    |
| 合 計 |         |       |                   | 2,500,000 円 |    |

※各戸配布数は毎月、市から区・自治会を通じて各世帯に配布いただく枚数のことです。

予備枚数は含みません。

※現時点における予定数であり、令和8年1日1日時点で再精査します。

※各区・自治会に代わり、自治振興会、まちづくり協議会で配布等を行う場合は、業務執行者を「●●自治振興会」としてください。

## 5. **B枠** 地域課題事業

### (1) 事業 ※通年

| No. | 事業名                | 事業内容                      | 予算額          | 部会名    |
|-----|--------------------|---------------------------|--------------|--------|
| 1   | ごみステーション整備事業（補助事業） | ・新規ごみステーション整備に係る補助を実施する。  | 補助金 75,000 円 | 環境整備部会 |
| 2   | 児童公園遊具補助           | ・各区にある公園の遊具修繕に係る補助を実施する。  | 補助金 75,000 円 | 環境整備部会 |
| 3   | 集会所支援              | ・集会所において実施する交流事業に対して補助する。 | 補助金 50,000 円 | 教養文化部会 |
| 合計  |                    |                           | 200,000 円    |        |

### (2) 行事（イベント等）※一時、単発

| No. | 事業名   | 事業内容                        | 予算額  | 部会名     |
|-----|-------|-----------------------------|--|---------|
| 1   | 学区納涼祭 | ・地域交流を図るため、展示、催し、模擬店等を開催する。 | 会場設営委託 100,000 円<br>消耗品費 50,000 円<br>講師謝礼 10,000 円<br>材料費 30,000 円 | 福祉みらい部会 |
| 2   |       |                             |  |         |
| 3   |       |                             |  |         |
| 合計  |       |                             | 190,000 円  |         |

### (3) 多世代交流

| No. | 事業名    | 事業内容                                       | 予算額   | 部会名    |
|-----|--------|--|---|--------|
| 1   | こども会支援 | ・親子で楽しめる昔のおもちゃ手作り体験会を開催する。                 | 材料費 20,000 円<br>講師謝礼 10,000 円<br>印刷製本費 10,000 円 | 若者未来部会 |
| 2   | 高齢者サロン | ・高齢者の健康づくり及び送迎による外出機会の創出を図る。<br>(月1回を10か月) | 備品購入費 20,000 円<br>燃料費 3,000 円                   | 健康福祉部会 |
| 合計  |        |  | 63,000 円  |        |

### (4) 事務局経費

| No. | 項目    | 予算額   | 部会名 |
|-----|-------|---|-----|
| 1   | 事務局経費 | 人件費 800,000 円<br>交通費 1,900 円<br>社会保険料 290,000 円<br>(地域支援員分含む) |     |
| 合計  |       | 1,091,900 円   |     |

6. **C枠** 地域共生事業

|   |            |  |   |  |   |   |
|---|------------|--|---|--|---|---|
| 1 | 事業名        | 空き家活用事業  |   |  |   |   |
| 2 | 課題         | 地域   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の影響により、地域における空き家が増加している。</li> <li>・特に所有者が不明であり、管理の行き届いていない空き家の増加が課題となっている。</li> <li>・独り住まいで今後空き家になる可能性のある世帯を調査し、空き家になる前に相続や売却、地域による活用などの検討を進めることで、空き家の増加数を減少させたい。</li> </ul> |  |   |   |
|   |            | 行政   | (住宅建築課：空き家対策室)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における空き家の増加</li> <li>・独居高齢者の増加</li> </ul>  |  |   |   |
| 3 | 目的<br>(目標) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らしの高齢者の把握と地域の空き家を減少させる</li> <li>・年5件程度空き家の活用や除却を実施</li> <li>・調査リストの作成</li> </ul>  |   |  |   |   |
| 4 | 事業概要       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞き取り調査やアンケート調査により、独居高齢者のリストを作成し、空き家の予備軍を整理する。</li> <li>・空き家となる前に活用等を検討することで、空き家の数を減らすとともに、空き家の活用を進める。</li> <li>・地域における賑わいの創出や市民活動団体の活動拠点を増やす。</li> </ul> |   |  |   |   |
| 5 | 行動計画       | 主体   | 令和8年度   | 令和9年度  | 令和10年度  | 令和11年度  |
|   |            | 自治振興会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家予防セミナーの開催</li> <li>・空き家のリストアップ(区依頼)</li> <li>・アンケート調査の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者への働きかけ</li> <li>・モデル地域の選定</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家活用、移住相談会の開催</li> <li>・空き家補助金制度の構築</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お試し居住施設の開設</li> </ul> |
|   |            | 区・自治会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の場所調査</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民からの声かけ</li> </ul>                        |   |   |
|   |            | 住宅建築課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家活用セミナーの講師派遣</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者不明空き家の調査</li> <li>・空家バンクへの登録依頼</li> </ul> |   |   |
|   | 事業費(円)     | 1,000,000  |   |  |   |   |
| 6 | 年間事業スケジュール | 4月 アンケート調査内容の検討(空き家所有者向け)<br>5月 アンケート調査の実施、現地調査(一人住まいの高齢者)の実施<br>6月 空き家の活用方法の検討<br>7月 アンケート調査結果の取りまとめ<br>8月 アンケート結果から所有者へのコンタクト<br>9月 地域団体等への活用意向調査<br>12月 活用に向けた検討(次年度予算等)                      |   |  |   |   |
| 7 | 関係団体       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅建築課(空き家対策室)</li> <li>・ご近所福祉協議会(社会福祉協議会)</li> </ul>   |   |  |   |   |
| 8 | 円卓会議開催日    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月21日(詳細は別添のとおり)</li> <li>・11月19日(詳細は別添のとおり)</li> </ul>  |   |  |   |   |
| 9 | 市担当者確認欄    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域市民センターとの協議日： / 済</li> <li>・自治振興会、まちづくり協議会との協議日： / 済</li> </ul>  |   |  |   |   |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(課室名) 所属長確認日： / 済</li> </ul>   |   |  |   |   |

## 7. 自治振興事業費積立

### (1) 積立計画

| 年 度 | 積立予定額 | 積立実施額 | 積立累積額 |
|-----|-------|-------|-------|
| 年度  | 円     | 円     | 円     |
| 年度  | 円     | 円     | 円     |
| 年度  | 円     | 円     | 円     |
| 年度  | 円     | 円     | 円     |
| 年度  | 円     | 円     | 円     |
| 合計  | 円     | 円     | 円     |

### (2) 積立内容 (財源内訳)

#### ① (基金名称) 地域防災基金

| 項 目  | 内 容   |
|------|---|
| 積立年度 | 令和8年度～令和9年度   |
| 事業内容 | (目的) 防災資機材の購入<br>(時期) 令和10年度<br>(内容) 防災資機材 (ホース) の購入<br>(財源内容) C 枠 地域共生事業 |

#### ② (基金名称) 次年度事務局経費

| 項 目  | 内 容  |
|------|--|
| 積立年度 | 令和8年度  |
| 事業内容 | (目的) 年度当初の事務局運用経費充てるため。<br>(時期) 令和9年度<br>(内容) 新年度の交付金が振り込まれるまでの事務局人件費及び運用経費<br>(財源内容) C 枠 地域共生事業 |

# Q&A

問1 防災訓練などの事業で、数自治会での事業はできるか。

自治振興会・まちづくり協議会で十分に協議された事業であれば実施することができます。

問2 地区社協等が実施する事業に対し、交付金は活用できるか。

地区社協等が実施されるご近所福祉事業等を自治振興会・まちづくり協議会の事業として取り込んで実施される場合、交付金を活用いただけます。

問3 財産取得費は認められないとあるが、具体的にはどのような物を財産とみるのか。

財産取得費とは、地方自治法に定める公有財産の購入費に準じるもので、①権利の購入、②土地の購入、③家屋の購入などが考えられます。

問4 地域人材育成には、懇親の場が必要な場合があると思われるが、最低限の費用は認められないか。

人材育成の場として必要な場合であっても、飲食を伴うような懇親会の費用については、対象費用としては認められません。

問5 高額な備品の購入はできるか。

単年度内の備品購入費の上限額及び一品あたりの単価は、最高500千円を限度とします。ただし、防災資機材については、500千円を超えるものであっても、市と協議のうえ購入することを可とします。

問6 記念品や賞品などの購入はできるか。

記念品や賞品などについては、購入できません。

問7 購入した備品の管理は、どのようにするのか。

備品購入費で購入したもの（1万円以上の物品）については備品管理台帳を作成し、管理を行います。この際、自治振興会・まちづくり協議会では、貸し出し簿等を独自に整理し、備品が紛失しないように努めなければなりません。

問8 一つの事業に対する交付金の限度額はあるか。

一つの事業の事業費を制限するものではありません。

問9 自治振興会・まちづくり協議会において、交付金等の出納管理は誰が行うのか。

自治振興会・まちづくり協議会の出納管理を行うのは、自治振興会・まちづくり協議会の会計責任者となります。

問10 交付金の内示の額に対し、交付金申請の額が満たなかった場合は、残額は他の自治振興会・まちづくり協議会に交付されるのか。

計画策定段階で提示する配分額は、配分の上限を示しているため、それ以下の金額の交付申請があがってくることも十分想定されます。

この場合、残額は他の自治振興会・まちづくり協議会へ追加交付しません。

問11 自治振興交付金（まちづくり交付金）の交付にかかる手続きおよび実績報告書の提出について。

交付申請時、交付金の枠別に個別申請を可とし、通常払いで交付します。

※年度当初の運転資金の必要度合いに応じて、選択により一部前払いができるようにします。

また、実績報告書の提出については、原則4月10日を提出期限とし、期限までに決算監査を終えて監査報告書が添付できない場合、「収支決算見込書」を添付の上、提出いただくこととします。なお、「収支決算見込書」を添付して実績報告書を提出された場合は、決算監査終了後速やかに「収支決算書」と「監査報告書」をご提出ください。

問12 年度途中で事業の変更が生じる場合、予算額の規模に関わらず、市へ報告等が必要か。

これまで、予算科目ごとに20%以上の増減があった場合には、事業計画変更届出書（様式第13号）を提出していただいていたいたしましたが、30万円以上の変更が生じる場合にはご提出をお願いします。

問13 自治振興交付金（まちづくり交付金）は、地域の総意を得て活用するものとなっているが、何をもって「総意」と判断するのか。

総会もしくは役員会（理事会）で事業計画の承認があったことをもって「地域の総意を得た」と判断して良いと考えます。こうしたことから、総会、役員会、理事会など主な会議の記録は必ず残してください。

問14 事業で使う物品の購入に際し、役員が立て替えて支払った場合、領収印のないレシートでも認めて良いか。

基本的には領収印を押した「領収書」であることが望ましいと思われます。ただ、店によっては、レシートしか出せないと言われる場合もあるので、そうした場合は、購入品の写真と、会長や部会長等の支払い証明を付けるのも一つの方法と考えます。

## 自治振興交付金（まちづくり交付金）の見直しにおける質疑応答（未定稿）

※現場における質疑応答をまとめたものであり、随時追加していきます。最終的な方向性は変更となる可能性があります。

### 1. 組織、体制の前提条件

#### 問 1

**協議体や複数年制の役員体制に見直すことが難しい。どうすればよいか。**

- 事業が年度ごとに進化、展開していくうえで、中長期の推進体制は必要不可欠と考えています。
- 令和8年4月の見直しが難しい場合は、目指すべき組織体制を検討のうえ、見直しの目標年次、段取り（スケジュール）を具体的に提示願います。

### 2. 事業の前提条件

#### 問 2

**中山間地域、市街地、住宅団地など多様な地域特性があるため、地域の共通課題や共通事業を構築できない。どうすればよいか。**

答

- 自治振興会・まちづくり協議会エリアの全ての区・自治会の最大公約数の事業であることが望ましいと考えますが、例えば、中山間地域向けの獣害対策支援や、市街地向けの空き家対策支援など、地域特性に応じた複数事業を検討してはどうでしょうか。

#### 問 3

**避難誘導などの防災事業は、現実的には区・自治会や組、班ごとに行動することになる。これは区単独事業であり、交付金の対象外となるのか。**

- 災害時の初期対応において大切なのは「ご近所の見守り」であり、自治振興会・まちづくり協議会単位の活動というよりも、「ご近所」（＝区・自治会および組、班など）の面識関係にあると考えます。
- このことから、自治振興会・まちづくり協議会単位で事業要綱（補助要綱）を定めたいうえで、実質的な防災訓練等が「区・自治会単位」であっても対象事業となると考えています。
- なお、この場合、区・自治会への加入、非加入に関わらず事業の恩恵が得られるような仕組みを検討願います。

### 3. 算定基礎

#### 問 4

**孤立集落の定義はどうか**

答

- 内閣府調査により、地区または集落につながる全てのアクセス道路が土砂災害危険箇所となっており、地震等により人の移動・物資の流通が困難となる可能性が高い集落を定義しています。

**問5**

**孤立集落加算の使途は防災事業に限られるのか。**

答

○意図としては、災害時孤立集落のための加算であるものの、防災等の経費への充当を制限するものではありません。

**4. 地域づくり計画**

**問6**

**交付金の使途が見直されるにあたり、既存事業の見直しが必要となる。併せて、地域づくり計画を見直す必要があるのか。**

答

○交付金は地域づくり計画に基づく事業にのみ活用できるものであり、必要に応じて、地域づくり計画を見直す必要がでてきます。  
○令和8年4月における地域づくり計画の見直しが難しい場合は、今後の見直しスケジュールを提示いただければ、経過措置期間として交付金の活用を可とします。

**問7**

**地域づくり計画の策定に係る経費は対象となるか。**

答

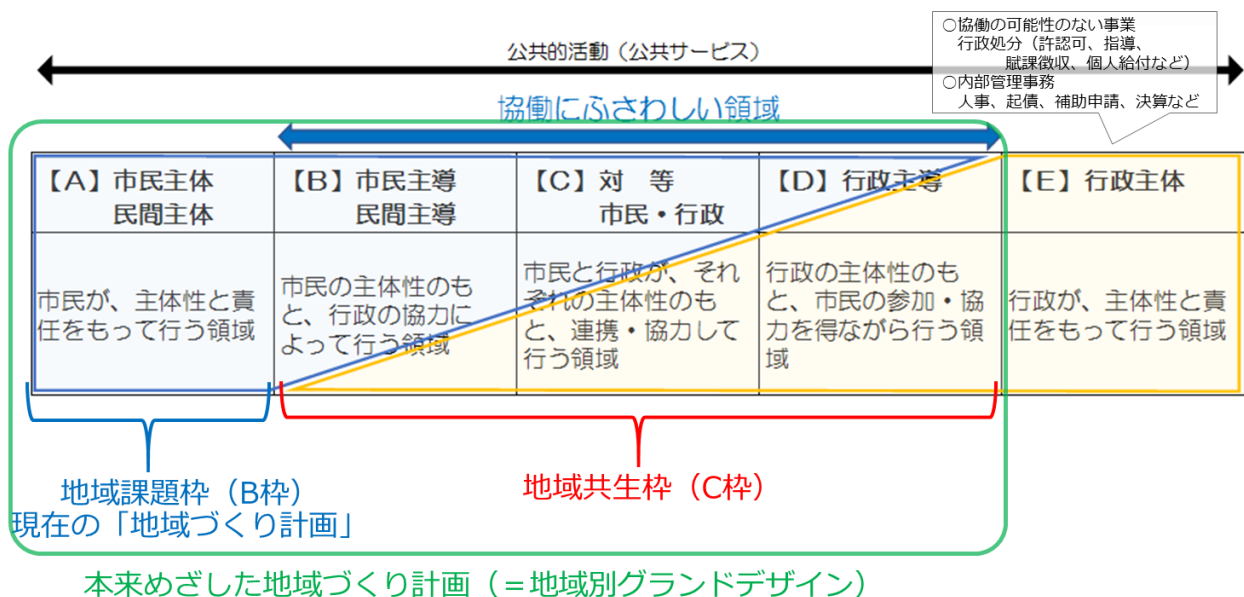
○地域づくり計画策定に係る経費及び全住民アンケートは地域共生枠（C枠）を想定しています。

**問8**

**地域づくり計画とランドデザインとの違いは何か。**

答

○地域づくり計画は自治振興会・まちづくり協議会が取り組む事業を中長期的に定めたものであり、ランドデザインは自治振興会・まちづくり協議会と市行政の協働事業も含めて定めた計画となります。



## 5. 地域課題枠（B枠）

### 問 9

**区・自治会への補助金、交付金も監査対象なのか。**

答

- 区・自治会への補助金も含めて、今後は全て監査対象（使途を確認）となります。
- 原則、手引きの9ページから12ページの交付対象経費、対象外経費に基づき執行いただくこととなり、対象外経費には充てることはできません。

### 問 10

**自治振興会・まちづくり協議会が河川愛護補助を申請できるか**

答

- 河川管理者に確認したところ、補助金申請は可能とのことです。

### 問 11

**コミュニティビジネスによる収益は自主財源としてよいか。**

答

- 収益としていただいて結構です。ただし、NPO 法人と同様、その収益を役員、部会員等で分配することは不可とします。
- 収益は、次年度以降の自治振興会・まちづくり協議会による公益性のある事業へ再投資することとし、会計処理や税務処理を明確にしてください。

### 問 12

**自治振興会・まちづくり協議会による区・自治会向けの補助金の事例を教えてください。**

答

- 現時点においては、ごみ集積所補助、防犯カメラ（県補助金対象外の部分）、消防資機材購入（防災備蓄、防災倉庫、防災訓練以外）、不法投棄対策、集会所修繕補助、高齢者サロン補助、健康体操などが想定されています。

### 問 13

**区・自治会が整備する消防資機材、ごみステーションなどの補助に活用することはできるか。**

答

- 学区共通の課題解決のためであれば、補助金としての交付も可能であり、事業ごとに実施要項（補助金交付要綱）を作成ください。
- あくまで「学区共通」である必要があり、特定の区・自治会のみニーズに応じるような補助金は不適と考えます。

### 問 14

**学区共通の課題とは「全て」の区・自治会なのか。中山間地域と住宅団地で課題が異なる。**

答

- 自治振興交付金（まちづくり交付金）の使途は、自治振興会・まちづくり協議会のエリ

アにおいて、最大公約数的な課題解決に取り組むものであり、学区としての共通性は必要と考えます。

- ただし、エリア内を市街地、中山間地や東部、西部に分けるなど、地域特性に応じた制度設計は可能です。
- 全ての区・自治会が同一年度に同規模で実施する必要はなく、公平を求めつつも、平等を求めるものではありません。

#### **問 1 5**

**交付金を自治振興会・まちづくり協議会から区・自治会へ一括交付金として渡すことはできないのか。**

答

- 地域共通の課題を見据えたうえで、事業目的に応じた個別の補助金交付要綱を自治振興会・まちづくり協議会が策定する必要があります。
- あくまで事業目的に応じた補助を可能とするものであり、用途を限定しない交付金（自由提案）としては交付できません。

#### **問 1 6**

**区・自治会単独による納涼祭やイベントに利用できなくなる。複数年の経過措置期間を取れないか。**

答

- 現時点においても、区・自治会単独による納涼祭やイベントなど、名前だけの共催事業とすることは認められません。学区共通の課題解決のための交付金であることをご理解願います。
- 見直しの方向性は、昨年度より説明、対話を重ねてきており、現在の経過措置期間を経て、令和8年4月開始となっていることをご理解願います。

#### **問 1 7**

**自治振興会・まちづくり協議会の事業は区・自治会の加入、非加入に関わらず、学区民全員を対象としなければならないのか。**

答

- 自治振興会・まちづくり協議会は区・自治会とは異なり、エリア内に居住している全ての住民を対象とした事業に取り組む必要があります。
- よって、税を原資とする交付金の用途も区・自治会の加入の有無に関わらず、広く地域住民全体への波及効果が生まれる、誰にも開かれた事業である必要があります。

#### **問 1 8**

**ゴミ集積所や消防設備の補助金（自治振興会・まちづくり協議会⇒区・自治会）については、地域課題枠（B枠）、地域共生枠（C枠）のいずれか。**

答

- ゴミ集積所補助金、敬老事業補助金、消防機材等設置補助金、自主防犯活動団体補助金

は地域課題枠（B枠）を想定しています。

○ただし、消防機材等設置補助金については、地域共生枠（C枠）からの支出を可とします。

#### 問 19

**自治振興会・まちづくり協議会の広報紙等を全戸ポスティングする場合、その経費は地域課題枠（B枠）、地域共生枠（C枠）のいずれか。**

答

○地域課題枠（B枠）となります。

#### 問 20

**自治振興会・まちづくり協議会における会計処理など、ガバナンス強化の取り組みは対象か。どのようなことが想定されるか。**

答

○地域課題枠（B枠）として対象となります。

（例）議事録公開、専門家相談、外部ファシリテーター、コンプライアンス研修、第三者評価、個人情報保護など

### 6. 地域共生枠（C枠）

#### 問 21

**「地域共生」とは何を指しているのか。**

答

- あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働により助け合いながら暮らすことのできる社会を指しています。
- これまでの「福祉は与えるもの、与えられるもの」といった「支え手」と「受け手」の垣根を取り払い、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域づくり」と「福祉」の制度、組織の協働を生み出すことが、本市の地域共生社会の実現には必要不可欠であると考えています。
- これらの取組において、住民自治の中核を担うのは自治振興会・まちづくり協議会であると考えており、地域課題としてよく上げられる「空き家」「草刈り」「移動（買い物、通院）」「困窮」「ひきこもり」などの様々な取組は、結果として「福祉」にたどりつくものです。
- 自治振興会・まちづくり協議会においては、「いつもの暮らし」の困りごとを起点とした課題解決事業を展開いただけるところに期待しているところです。

#### 問 22

**行政課題とは何か。住民課題と何が違うのか。**

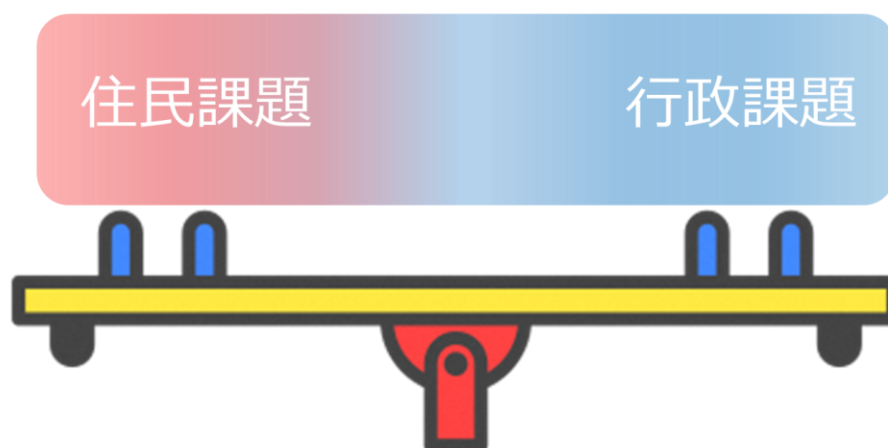
答

- 「行政課題」とは行政が課題として捉えているものです。
- 「住民課題」とは住民個人が課題として捉えているものといえます。
- 「行政課題」と「住民課題」を包括した括りが「地域課題」と考えています。
- 空き家対策や草刈りなどは今日的かつ地域共通の課題であり、公共的課題とされていますが、これは住民個人の課題が、区・自治会の課題となり、学区の課題となり、市全体

の課題となったことから、公共的課題に推移したからといえます。

- 公共的課題と聞くと、「=行政がすべきもの」と捉える向きもありますが、今日における「公共」とは、行政だけの取組を指すものではありません。
- 例えば、電力も電話、鉄道会社、保育園、不動産会社、福祉事業者、NPO、自治振興会・まちづくり協議会も区・自治会も公共の担い手です。
- これらの地域課題を行政（市役所）が「行政課題=団体自治」として取り組むか、住民による自治「住民課題=住民自治」で取り組むかの選択であり、地域ごとに異なるグラデーションがあります。これが地域ごとに異なる協働の取り組みといえます。

## 地域課題（公共的課題）



### 問 2 3

**地域共生枠（C枠）について、市の関係課が承認しないと活用できないということか。**

答

- 交付金は地域住民、市行政の共通の課題解決のための経費であるため、いずれか一方だけが取り組みたいというものではなく、協議による合意（=承認）を経て活用することになります。

### 問 2 4

**地域共生枠（C枠）として検討している事業について、地域と市行政の共通の課題として合意できない事業はどうなるのか。**

答

- 当該経費として充当することはできません。

### 問 2 5

**地域共生枠（C枠）に充当できる事業がない場合はどうなるのか。**

答

- 地域共生枠（C枠）は交付されません。自治振興交付金（まちづくり交付金）は申請主義であり、算定基礎についてもあくまで上限を示したものです。強制的に事業実施を求めるものではなく、申請は任意となっています。

## 問 2 6

**ソフト事業（取り組み、人的投資）が大切ではないか。ハード整備（物理的、モノ）に偏重しないよう各枠のなかで独自に上限を設けてもよいか。**

答

○可能です。役員、理事会など区・自治会長を交えた議論など、丁寧な合意形成を図りながら、上限を設定願います。

## 問 2 7

**例えば、カーブミラーを設置する場合、「市が整備すべき箇所」と「市で整備できない箇所（地域で整備できる箇所）」の区分が曖昧である。どのように調整するのか。**

答

○道路管理者との事前調整の場を地域市民センターが設定します。

○前提として、公共インフラの維持管理は、第一義的には施設管理者（国、県、市など）が整備すべきものです。

○市道におけるカーブミラー整備については、市全体の道路における緊急性、危険度、通学路の設定状況を踏まえたうえで、優先順位をつけて対応しています。一方で、地域の皆様方からは市全体の緊急性、危険度とは異なる地域住民の視点から、必要性を判断されます。（除草作業も同様の考え方となります）

○自治振興交付金（まちづくり交付金）はこのようなギャップに地域の判断で対応できる財源として、平成23年度より新たに設けられたものです。

○事案ごとにケースバイケースで調整する必要があります。

## 問 2 8

**自治振興会・まちづくり協議会同士の連携事業は地域共生枠（C枠）となるのか。**

答

○事業内容に応じて判断することとなります。

## 問 2 9

**ボランティアへの手当を支払うことは可能か。（百歳体操や脳トレなどのスタッフ人件費）**

答

○可能です。ただし、自治振興会・まちづくり協議会の事業のなかで有償、無償が混在することとなるため、丁寧な議論が必要と考えます。

○報酬、謝金的性格が強い場合は源泉徴収が必要ですが、交通費等の費用弁償（実費弁償）は所得税の対象とはならないとされています。

○詳細は国税庁のホームページ「No. 2792 源泉徴収が必要な報酬・料金等とは」に記載されている内容をご確認いただくか、地域の税理士にご確認ください。

**問 3 0****区・自治会の集会所整備（修繕）のための補助金を設けてもよいのか。**

答

- 可能です。
- 例えば、市の自治ハウス整備事業（建築、バリアフリー、耐震化）の対象ではない小規模な修繕について、独自に補助金制度を設けるなどが想定されます。

**問 3 1****学区におけるバス旅行は地域共生枠（C枠）に充当できるか。**

答

- 事業目的に応じて判断することになります。（個別協議）
- 例えば、学区全体の児童、生徒を対象とする学習活動の場合は、地域学校協働活動等に位置付けることで対象とできる可能性があります。

**問 3 2****除草作業への人件費に活用するにあたり、農地・水環境保全事業との区分はどうか。**

答

- 市道であっても農業用道路として、地域の農業活動や協働作業をされているケースもあります。農事改良組合等と重複しないよう調整が必要です。

**問 3 3****コミュニティスクール、地域学校協働本部（活動）に活用できるか。**

答

- 担当課である社会教育スポーツ課との協議に基づき、公共的課題の解決に寄与する事業であれば活用できます。

**問 3 4****地域課題枠（B枠）と地域共生枠（C枠）は相互に流用できないのか。**

答

- 地域課題枠（B枠）については、地域共生枠（C枠）のような公共的課題の解決に寄与する事業であれば充当できます。
- 地域共生枠（C枠）については、予めメニュー化された事業であり、地域課題枠（B枠）のように自由に活用することはできません。
- 予算流用の視点からいえば、地域課題枠（B枠）から地域共生枠（C枠）への流用はできますが、地域共生枠（C枠）から地域課題枠（B枠）への流用はできません。

**問 3 5**

**地域共生枠（C枠）として、17ページ18ページに掲出された事業は、行政がすべき事業ではないか。申請しない場合は、行政が実施してくれるのか。**

答

- 自治振興会・まちづくり協議会は、まちづくり基本条例に定められた公的な組織です。
- 当然ながら行政の下部組織ではありませんが、特定の個人や役員だけでなく、地域全体の公益性、公共的役割が求められるため、一部行政的な役割を担うこともあります。（そこを下請け的ではないかとの見方もあります）
- 一方で、税を原資とする交付金については、行政ではカバーできない（公平公正で平均的な市全体を見た制度では対応できない）分野を、地域ごとに優先順位を付けて補うための制度であり、行政との対等なパートナーシップ、協働による制度です。
- あくまで申請主義による交付金であり、申請しないこともできますが、その財源を交付しなかった自治振興会・まちづくり協議会エリアに限定して、行政が事業に充当するものではなく、市全体を見た政策の財源の一部として活用することとなります。

**7. 積立制度（繰越）****問 3 6**

**繰越可能となるが、現在の積立制度との違いは何か。**

答

- 現在の事業加算金は繰り越すことができず、原則、余剰金が生じた場合は市へ返還いただく制度となっています。
- ただし、地域づくり計画に基づき、単年度では執行できない事業の場合は、予め積立計画（予定額）を明確にしたうえで、最長5年間積み立てることができる制度です。
- あくまで計画に基づく積立であり、予定額（満額）積み立て時に事業を実施し、残金が生じた場合は返戻いただくこととなっています。
- 今回の見直しにおいては、予め目的基金を造成し、年度ごとの残金も基金に積み立てたうえで、次年度以降にも柔軟に執行できるようにするものです。
- 期限はこれまでと同じく最長5年を想定しています。

**問 3 7**

**年度当初の運転資金が不足する。繰越の用途として「次年度当初運転資金」は不可か。**

答

- ご意見を踏まえ、(仮称)次年度事業運転基金として、50万円を上限として次年度繰越（積立）ができるようにします。

**問 3 8**

**積立の使い道とはどの程度具体的に示すのか。**

答

- 防災資機材の購入（各区・自治会における防災備蓄品）、移動支援制度の構築（車両購入、運輸局への申請、運転手費用弁償）など、基金名および用途を明確にしてください。
- 5年を経て未執行の場合は市に返戻いただきます。

**問 3 9****執行残金を積み立てる（繰越）ことはできるのか。**

答

○目的型基金への繰越（積立）が可能です。

**問 4 0****現在、積立を認められている事業はどのように取り扱うのか。**

答

○令和7年度当初時点で積立計画を提出いただいている自治振興会・まちづくり協議会については、積立完了まで現行制度で運用可能とします。

※柏木まちづくり協議会、土山学区自治振興会

**問 4 1****地域課題枠（B枠）と地域共生枠（C枠）ともに積立可能か。**

答

○地域課題枠（B枠）については市民活動推進課、地域共生枠（C枠）については関係課との協議により積立可能です。

**問 4 2****地域共生枠(C枠)の事業費を繰り越して、翌年度に地域課題枠(B枠)に使うことはできるか。**

答

○地域共生枠（C枠）の積み立ては「地域共生に沿った協働事業」という関係課の合意が図られた目的にのみ繰り越すことができるものです。

○地域課題枠（B枠）で積立、繰越す場合も目的を決めたうえで繰越すこととなりますので、繰り越した時点で用途は拘束されるため、相互に流用することはできません。

**問 4 3****積立は何年間までできるのか。**

答

○積み立てた年度から5年を想定しており、執行がない場合は返戻となります。

**問 4 4****執行残金で自主財源となる項目はないのか。**

答

○交付金は税を原資としており、自主財源となることはありません。

**8. 委託費、補助金の交付****問 4 5****個人への補助金交付は可能か。現金給付はどうか。**

答

○個人への補助金交付（住宅リフォーム補助、商品券配布など）は不可とします。



## 9. 多世代交流事業（敬老事業）

### 問 4 9

**敬老事業を改める理由は何か。**

答

- 敬老事業費の本来のねらいは75歳以上の方に対する通院、買い物支援、健康づくり、サロン、見守りにかかる事業の推進のために、75歳以上1人あたり1,500円を算定根拠としており、敬老「会」に限る事業費ではありません。
- しかし、コロナ禍以降は商品券を配布や、年に一度の敬老会の飲食のみに使われており、地域の課題解決につながっているとはいえない状況にあります。
- また、区・自治会に加入し、敬老会に行くことのできる元気な高齢者だけに還元されており、税の使途として課題が顕在化しつつあります。
- さらに、市内に、高齢者がいない区・自治会（子どもの多い新興住宅）もあり、高齢者にだけ恩恵がある制度へ疑問の声もあります。
- このことから、本来の狙いである移動支援、買い物、草刈り、サロンなど健康づくりなどの事業に活用いただけるよう、一定の制限をかけるとともに、子ども、若者などを含めた「多世代交流事業」にも使えることを明確にするものです。

### 問 5 0

**なぜ飲食は不可なのか。商品券も不可なのか。その理由は何か。**

答

- 年に一度の顔合わせによる見守りの意義はあるものの、商品券は一時の給付、飲食も年に一度の機会であり、継続的な課題解決には結びつかない状況にあります。
- 特定の人だけへの恩恵であり、住民全体への還元が不透明かつ成果が見えづらく、豪華な飲食が目的化している地域もあります。
- これまで飲食を無制限に認めてきており、詳細な使途も監査対象ではありませんでしたが、税を原資とする交付金の使途としては疑義が生じていることから、今回、制限をかけるものです。

### 問 5 1

**現在の敬老「会」事業への不満の声とはどのようなものがあったのか。**

答

- 新興住宅地など高齢者がいない地域（子どもの多い地域）は、75歳以上だけが優遇される現在の算定基礎への不満の声もありました。
- アパートなど自治会加入率が低い地域は、敬老に係る経費を市が一方的に算定、交付し、商品券や飲食物など配らせるような制度への疑問の声もありました。
- 市がそのような算定をするから、地域が敬老会や商品券を配ることになっている。我々は市の下請けではないとの意見もありました。

### 問 5 2

**敬老事業として「家から出にくい高齢者」を対象とした事業をしたい。災害時要支援計画の策定の経費に活用してもよいか。既存補助金への上乗せは可能か。**

答

- 可能です。

**問 5 3****多世代交流事業とはどのような事業が想定されるのか。**

答

- 子ども食堂やサロン、グラウンドゴルフ大会などが想定されます。
- 若者向けの結婚支援や子ども会支援も可能です。

**問 5 4****交付金を使わなければ、敬老会（飲食、商品券）は実施してよいのか。**

答

- 区・自治会独自で敬老会を開催することを否定するものではありません。
- 飲食、商品券のみ用途を制限するものであり、敬老会での催し物、送迎などに係る経費としてはこれまでどおり活用できます。

**問 5 5****75歳以上人口×1,500円の算定方法（算定基礎）はなくなるのか。**

答

- 75歳以上の人口を根拠とする算定方法はなくなり、「人口割」「均等割」「孤立集落加算」を根拠として算定することとなります。
- 詳細は自治振興会・まちづくり協議会ごとに異なりますが、交付金額（上限）枠が大きく変わるものではありません。

**問 5 6****高齢者サロンにおける飲料、茶菓子には使えるか。**

答

- 社会通念上、逸脱しない範囲であれば可能です。

**問 5 7****地域限定の商品券は「金券扱い」となるのか。記念品の配布はどうか。**

答

- 通常の商品券と同様、不可となります。

**問 5 8****商品券の配布時に見守り活動をしており、費用対効果があるのではないか。**

答

- 見守り活動としての意義はあるものの、年に一度であり効果は限定的です。継続的に高齢者等の見守りがなされるような事業への充当をお願いします。

**問 5 9****多世代交流事業を実施しなくてもよいのか。**

答

○あくまで地域課題枠（B枠）のなかの科目であり、実施を強制するものではありません。

**問 6 0****商品券の配布が平等ではないか。**

答

○全ての高齢者に商品券を配布することは「平等」であっても、個々の生活状況に応じた支援という観点からは「公平」とはいえないと考えます。これは、敬老事業としての象徴的意義を優先するのか、福祉施策としての公平性を重視するのかの視点による違いといえます。

○一方で、一部の地域からは「市に商品券を配らされている」「区・自治会に加入していない人はどうなるのか」との意見もあり、柔軟性を重視し、地域ごとに委ねられた本事業の意義や位置づけは極めて曖昧になっています。

○今回の見直しにおいては「福祉的意義」を優先し、孤独、孤立などの何らかの不安も抱える方、病気などにより自宅から出ることができない方、日常生活に不便を感じる方への支え合い（ソフト）事業に活用いただくことを狙いとして、制限をかけるものです。

**問 6 1****敬老事業の代替としてふさわしい取り組み例はあるか。**

答

○(例) 見守り活動、高齢者サロン、健康体操、高齢者活動、敬老会への移動支援、買い物、通院支援、健康サロン、災害時要支援者個別計画の策定、独居高齢者対象の避難訓練など

**問 6 2****敬老事業に係る各地域の意見はどうか。**

答

○商品券の配布を高齢者は喜んでいる。区・自治会にとって制限は困る。

○コロナ禍以降、見守りの意図等がないまま、商品券を郵送配布している。

○市が算定基礎として、75歳以上一人あたり1,500円を交付するから、区・自治会が敬老会、商品券の配布を「させられている」との認識である。

○市からの交付金は敬老会全体の一部でしかない。実際は区・自治会で多額の経費（会費）をかけており、飲食、商品券に使えなくなっても影響はない。自治会会費でするだけ。

○敬老会の催し物（劇、マジックショー）に使えれば問題ない。

○市は自治振興会、区・自治会の判断に委ねず、ダメなものはダメと明確にしてほしい。

○高齢者支援は他で十分ある。敬老に使わず「子ども（会）」に使いたい。

○敬老会に来ることができない方への支援が大切。民生委員を中心とした「高齢者の見守り活動」に経費を使いたい。

○飲食、商品券「だけ」に使われている現状は望ましいとはいえない。

## 10. 事務局経費

### 問63

**地域支援員の社会保険料は負担できるのか。**

答

○社会保険（健康保険、厚生年金保険）、労働保険（労災保険、雇用保険）の事業所負担分は事務局経費を充当することができます。本人負担分を充当することはできません。

### 問64

**事務局経費は定められた上限を超えることはできないのか。**

答

○上限を超えることはできません。

○令和7年度までは上限956,000円でしたが、令和8年度より1,147,000円に見直しており、この範囲内で執行いただくことができます。

### 問65

**役員報酬は事務局経費か。**

答

○三役（会長、副会長、会計等）、事務局、部会長等の年間報酬は事務局経費にあたります。

○個別事業へのスタッフの出役に係る経費や費用弁償等は、地域課題枠（B枠）、地域共生枠（C枠）から充当することができます。

### 問66

**人件費をもっと増やすことはできないか。**

答

○人件費についてはこれまで、事務加算金956,000円として、全地域一律に交付してまいりました。

○令和6年度より事務局体制の強化を図るため、新たに地域支援員制度（上限3,123,360円）を導入しており、その他に公共施設の指定管理による人件費収入を得ている地域もあります。

○一部の地域において、8時30分から17時15分まで2人体制でフルタイム（常駐）の人件費を求めているケースもありますが、事務局の人件費だけに経費が集中することは好ましくないとの考えです。

○「入りを図りて、出づるを制す」の言葉のとおり、収入に合わせた事業を考え、事業に合わせた人件費を決めることが前提であり、事業の多くを事務局だけでこなす状態は住民自治への拡がりを阻害する恐れがあります。

○地域自治への地域住民の関わりしるを保つためにも、人件費の使途は制限が必要との考えです。

## 問 6 7

**役員報酬を費用弁償で支払うことは可能か。**

答

- 費用弁償として支払うことは可能です。
- ただし、あくまでも実費負担相当分を支払うこととし、報酬と捉えられかねない金額での支出は避けるようにしてください。

## 1 1. 行政協力活動

## 問 6 8

**なぜ「区活動交付金」を「行政協力活動費」に変更するのか。**

答

- 現在は「事務」および「活動」への支援金として交付されていますが、業務内容の規定はなく、用途の制限や内容の確認（監査）も不十分な状態にあります。
- 一方で、行政区設置規則には「行政の簡素化と円滑な運営を図るため」に行政区を設置し、区長の職務は「区民の要望又は希望を関係機関に進達すること」「市行政事務の運営、業務を援助協力すること」として、行政業務を負担すること（行政の負担軽減：下請け的な業務）を前提とした制度となっています。
- 市からの補助金は地方自治法第232条の2により「公益上必要がある場合」に限り支出できるものであり、任意組織である区の懇親会や慶弔、社寺行事の開催などの運営への交付ではなく、行政との連絡パイプ役を担っていただいている「公益性」への対価であることが条件となります。
- 各区長の皆さまからは「行政からの依頼が際限なく広がっている」「我々は下部組織ではない」などの意見をいただくなか、業務の明確化による負担軽減と行政との対等なパートナーシップの関係を明確にするため、用途を問わない業務対価としての活動費として、制度の見直しを図るものであります。

## 問 6 8

**行政協力活動に係る交付金の用途も監査対象なのか。**

答

- 市からの補助金は地方自治法第232条の2により「公益上必要がある場合」に限り支出できるものであり、任意組織である区の懇親会や慶弔、社寺行事の開催などの運営への交付ではなく、行政との連絡パイプ役を担っていただいている「公益性」への対価といえます。
- 原資が税である以上、交付金の用途全てが監査対象となるものですが、これまで十分な監査がなされていませんでした。（渡し切りで用途把握できていない）
- 今回の見直しにより「行政との連絡パイプ役を担う活動費（対価）であること」を明確にすることで、その用途は監査対象とせず、活動実績を報告いただくこととします。
- 業務内容は「行政情報の伝達（毎月15日の文書配布等）」「各種委員等の推薦」「調査、調整依頼」「イベント、会議への出席、活動依頼」であり、その活動実績を毎年報告いただくこととなります。

**問 6 9**

**区・自治会の組織力が弱まっており、行政との連絡パイプ役を担うことができない。断ることができるか。**

答

- 市としては、地域住民との連絡パイプ役としての業務をお願いしたいと考えていますが、あくまで対等な立場であるため、業務を断ることはできます。
- ただし、業務は「行政情報の伝達（毎月 15 日の文書配布等）」「各種委員等の推薦」「調査、調整依頼」「イベント、会議への出席、活動依頼」をまとめたものであるため、業務の一部だけを断ることはできませんのでご理解願います。

**問 7 0**

**区活動交付金を直接、区に渡すのはなぜか。**

答

- 平成 23 年度以降、全ての区活動交付金を自治振興会・まちづくり協議会経由で交付してきましたが、行政からの依頼業務を実質的に担っていただいているのは区・自治会であり、直接振込がふさわしいとのご意見も未だに数多くいただいています。
- 一方で、区・自治会の負担軽減のため、自治振興会・まちづくり協議会で行政協力活動の一部を担うことを検討されている地域は、従来どおりの自治振興会・まちづくり協議会経由の振込を望まれています。
- これらを踏まえ、区・自治会への直接振込を前提とした制度へ見直しを図るとともに、構成する区・自治会との合意形成のもと、地域の実状に合わせて振込先を選択できるような制度を見直します。
- なお、事務の煩雑性や区・自治会における混乱を招くことから、申し出に基づき、複数年は振込先を固定する方向で検討しています。

**問 7 1**

**行政協力活動の文書配布数は、区・自治会未加入者を対象としてもよいのか。その場合に配布経費は加算されるのか。**

答

- 行政としては、区・自治会への加入、未加入に関わらず、行政との連絡パイプ役を担っていただきたいと考えています。
- このことから、区・自治会への加入、未加入に限らず、行政との連絡パイプ役を担っていただける場合は、算定基礎に基づき経費を支払うことを考えています。
- この場合、文書配布だけでなく、市への各種委員の推薦や要望のとりまとめ等に係る業務も、区・自治会への加入、未加入に関わらず対象となります。

**問 7 2**

**区・自治会長の業務を自治振興会・まちづくり協議会に担ってほしい。**

答

- 自治振興会・まちづくり協議会との協議により、合意が得られた場合は可能と考えます。

### 問 7 3

**行政協力活動についての区長向けの説明が必要ではないか。**

答

- 年度当初における区長会（町域）において、従来の「区活動交付金」は「行政協力活動」に変更することを説明しているところです。
- 詳細な説明資料については、各区・自治会長さまに文書で通知しています。

### 問 7 4

**行政協力活動になることで、経費の執行内容（使途）の把握は必要か。**

答

- 今回の見直しにより「行政との連絡パイプ役を担う活動（対価）であること」を明確にするため、財源の使途を制限、把握する必要はなくなります。代わりに活動実績を報告いただくこととなります。

### 問 7 5

**行政区設置規則は見直すのか。**

答

- 自治振興会・まちづくり協議会、区・自治会ともに、住民自治を担う組織であるにも関わらず、自治振興会等規則と行政区設置規則が分離されており、それぞれの目的、役割がわかりにくいとの意見もあります。
- 本規則が「エリア（地域）」を指すのか、「メンバー（会員）」を指すのか不明確であり、区・自治会への加入率が年々低下するなか、地域ごとの認識にもばらつきが生じています。
- このことから自治振興会等規則と行政区設置規則を見直し、一体化を図る予定です。

### 問 7 6

**区・自治会の統合、分離は自由なのか。行政の承諾は必要か。統合した場合に行政から依頼されている各種委員の推薦等はどうなるのか。**

答

- 区・自治会の統合にあたっては行政区設置規則の改正が伴うものの、行政が一方的に統合することはありません。原則として、区・自治会同士の合意形成のうえ、行政への申し出に基づき見直すこととなります。
- 区・自治会の規模は、最少8世帯から1,000世帯超までと大きく異なるなか、特に小規模な区・自治会からは役員選出が難しく、隣接する区・自治会同士で合併をしたいとの意見もあります。
- 市としても、持続可能な区・自治体運営のため統合の支援をさせていただきますので、ご相談いただければと思います。
- 区・自治会ごとに依頼している委員の推薦等については、ケースバイケースとなりますが、個別に関係課と調整させていただきます。

### 問 77

**信楽における「行政協力活動」の算定基礎は何が異なるのか。**

答

- 信楽地域（長野、神山、江田）は合併以来、経過措置として、他の地域と比べて特殊な計算方法をしており、町内会の数に応じて追加配分（@2万円）されています。
- 一方で、同じ信楽地域のなかでも、黄瀬、牧、勅旨、小川、多羅尾、しがらきニュータウンなどは、組の数に応じた特別な加算はありません。
- 水口地域にも区の下部にあたる単位組織として、〇〇町などがありますが、特別な割増はありません。
- このことから、旧信楽町の一部の地域のみ特殊的に高額であった経緯もあり、経過措置（暫定措置）としてこれまで割増してきましたが、令和9年度より数年間をかけて制度の統一と均衡化を図っていく予定です。

### 問 78

**市による全戸ポスティングは考えているのか。**

答

- 区・自治会における加入率が低下し続けるなか、区・自治会経由だけの情報伝達や、広報紙の新聞折込など、従来の手法に限界を感じつつあります。
- 今回の業務見直しに合わせて、行政協力活動を受託いただく選択肢を改めて検討しているところです。
- 具体的には「①区・自治会による配布」「②自治振興会・まちづくり協議会によるポスティング」「③民間事業者によるポスティング」が選択肢として考えられます。
- 自治振興会・まちづくり協議会によっては、区・自治会加入者に対しては区・自治会が文書配布し、区・自治会「非」加入者に対しては、自治振興会・まちづくり協議会が文書等を配布されている地域もあります。
- 市としては、区・自治会「非」加入者にも情報を配布していただくことが望ましいと考えているところです。

### 問 79

**行政協力活動に係る経費の見直しについて、小規模な区・自治会への配慮が必要でないか。**

答

- ご意見のとおり、区・自治会の規模の大小に関わらず、必要となる業務もあるため、小規模な区・自治会への配慮も視野に入れて、見直しを進めていきます。（見直しは令和9年度当初の予定です）

### 問 80

**行政協力活動に係る経費の支払先（振込先）は、区・自治会に決定権があるとの理解でよいか。**

答

- 業務を担う主体に決定権があり、今日までの流れから見れば、区・自治会に決定権があるものと考えます。
- 区・自治会の意見を踏まえたうえで、自治振興会・まちづくり協議会でとりまとめをお願いします。

**問 8 1****行政協力活動の見直しはいつからか。**

答

- 令和 8 年度に詳細を調整、検討したうえで、令和 9 年度から複数年をかけた段階的な見直しを予定しています。

**1 2. 監査****問 8 2****全ての事業費の使途を監査する必要があるのか。**

答

- 行政協力活動に係る費用以外は、全ての交付金の使途を監査する必要があります。
- 各種団体に交付する補助金についても、現在の手引きの 9 ページから 1 2 ページに基づく執行がなされているか確認する必要があります。

**問 8 3****現在の交付金要綱（手引き）に基づく、経費の使途として不適切な事例はあるか。**

答

- 事業加算金より事務局人件費が支出されている。
- 事業加算金から区・自治会への補助金が交付されている。
- 区・自治会の単独事業が自治振興会・まちづくり協議会事業として位置付けられている。
- 実行委員会への負担金が支出されている。 など

**問 8 4****区・自治会に交付する補助金等も監査対象となるのか。**

答

- 税の使途は「法的に正しいか」だけでなく「市民にとって妥当か、公平か」との観点から、各種団体への補助金も含めて監査対象となります。（財政援助団体監査）

**問 8 5****交付金の執行状況を監査すべき。第三者の外部監査を用意すべきではないか。**

答

- 透明性、信頼性の向上、説明責任の強化のため、会計士、税理士、NPO 監査の経験者などによる第三者によるチェック機能の強化を検討しています。

**問 8 6****制度、手引きに則らない執行は交付金を返金するのか。**

答

- 不適切な執行については、規則第 1 3 条に基づき、全部若しくは一部の返還および次年度からの差引処理を行います。

### 13. 手続き

#### 問 87

**自治振興会制度の見直しはいつから検討しているのか。**

答

平成31年度 自治振興会制度見直しへの提言（市民参画・協働推進検討委員会）

令和元年度 自治振興会意見交換会（各町域）ごと

令和2年度 協働のまちづくり指針、協働のアクションの検討

令和3年度 制度見直し検討（議会総務常任委員会）

令和4年度 自治振興会制度の見直しの方向性協議

令和5年度 地域マネージャーの地域雇用、コミュニティセンターへの変更検討

令和6年度 地域リーダー（自治振興会・まちづくり協議会、区・自治会）の皆さまとの意見交換

交付金見直しの方向性検討、提示（自治振興会・まちづくり協議会との協議）

令和7年度 新制度の交付金算定額提示

周知、検討期間→1年間の周知期間

令和8年度 新制度の運用開始

#### 問 88

**今後のスケジュールはどうか。どのような段取りで検討すればよいのか。**

答

令和7年 7月 自治振興会、まちづくり協議会（意見交換）

8月 事業、組織の見直し検討（たたき台）

9月 地域市民センターによる事業計画支援（伴走支援）

10月 協働担当課協議

11月 // } 地域共生枠（C枠）協議

12月 事業計画策定 } ※各地域市民センターが伴走支援

↓

令和8年 3月 予算審議

4月 交付金制度の見直し

#### 問 89

**交付金の手引きの見直しは毎年あるのか。**

答

○大規模な見直しは4年に一度を想定しています。軽微な見直しは毎年行う予定です。

#### 14. その他（全般）

##### 問90

**交付金は必要ない。学区の地域課題の解決を市で担ってほしい。**

答

- 5町合併により地域ごとの状況が異なるなかで、地域ごとに課題を解決するための新たな制度、財源が自治振興会制度です。
- 例えば、行政に要望しても市全体から見た緊急性、危険度等から対応が難しいケースなどに対しても、地域の主体的な判断で利用できる制度でもあります。
- あくまで自治であり、強制的に事業をするものではなく、当然ながら「交付金を受けない」との選択肢もあります。しかしながら、その財源は、市全体の行政施策の選択肢のなかから、優先順位を付けて活用することとなり、当該エリアを限定した事業（投資）が約束されるものではありません。
- 行政にできることには限界があります。当該交付金は、地域における課題について、地域で優先順位をつけて実行いただくことに期待して、制度化されたものです。

##### 問91

**交付金は使いづらくなるのか。自由度が高まるのかいずれか。**

答

- 自由度が高まる点もあれば、制限がかかる点もあります。  
（例）防災備品の購入に制限は緩和される。飲食の制限は厳しくなる。
- 地域の皆さまからも「より自由度を高めるべき」との意見もあれば、「市のイニシアティブを求めたい」「地域に任せるのは無責任」など、様々なご意見があります。
- 税を原資とする交付金であることから一定のルールは必要です。現在の自治振興会・まちづくり協議会の事業を見る限り、自由度や市職員による提案、示唆だけでは地域の課題解決（公共的課題の解決）には、結びつきにくいと考えています。
- これまでの賛否両論の意見を踏まえて、現時点では、一定の制限が必要であるとの判断をさせていただいたものです。

##### 問92

**地域ごとの交付金（総額）が増減する。地域ごとの理由、傾向はどうか。**

答

- これまでの複雑な算定基礎を「人口割」「均等割」を基本とするシンプルな算定基礎とする予定です。
- これまでの「人口割」「均等割」のウェイトも7対3から概ね5対5に見直しています。
- 結果として、交付金の上限値（予算規模）の大きかったところや、高齢者数の多い市街地は減少傾向にあります。
- 地域によっては30万円程度の減少幅の地域もありますが、交付金額（上限）が1,000万円超の地域でもあり、相対的には大きな減少とはいえないと考えています。

**問 9 3****交付金制度の見直しにあたり、各自治振興会・まちづくり協議会の意見を聞いてはどうか。**

答

- 自治振興会及び交付金制度の見直しにあたっては、各自治振興会にも参画いただいた市民参画・協働推進検討委員会において議論がなされ、7つの提言（平成31年3月）として、見直しの方向性を提示していただいています。
- 特に交付金制度の見直しについては、地域ごとに考え方や用途、希望が大きく異なり、役員構成も毎年変わるなかではありますが、これまで複数年かけて、自治振興会・まちづくり協議会、区・自治会、議会等に多面的なご意見を十分にいただきながら検討作業を進めてきており、本年3月に具体的な見直しの方向性を提示させていただいたところ です。
- 現在は最終局面にあり、これまでの複数年の議論を踏まえ、市として制度見直しを確定する時期にあります。

**問 9 4****制度改正により既存事業ができなくなる。どうすればよいか。**

答

- 地域の自主性に委ねるだけでなく、公共性とのバランスも考えた制度へと見直すものであり、既存事業の見直しを図っていただきますようお願いいたします。

**問 9 5****増額してほしい。住民税の3%（1億6千万円）の枠を増やせばよいではないか。**

答

- 現時点においては、自治振興交付金（まちづくり交付金）は十分に有効活用できていない状況にあると考えています。
- 今回の制度改正により、地域共生社会の実現に向けた事業が展開されたのち、適切な評価を経たうえで、将来的には増額についても考えてまいります。
- 市民税の3%と総額は決まっていますが、市民税自体が減収となるなど、減額となる可能性があります。

**問 9 6****地域支援員業務委託は最低賃金上昇に合わせて増額しないのか。**

答

- 現時点においては、時給1,533円/時間を上限として、人件費2,943,360円（総額3,123,360円）の委託料を算定しており、十分に最低賃金を上回る上限を設定していることから、増額の予定はありません。

**問 9 7****自治振興会制度の狙いは何であったのか。14年の総括的な課題は何と考えているのか。**

答

- 自治振興会制度は、人口減少、少子高齢化が進み、区・自治会等のコミュニティの持続可能性への不安が広がるなか、地域の課題を地域自らの創意工夫により解決していくため、区・自治会、各種団体、NPO、企業等の多様な主体の参画による「未来を見据えたプラットフォーム」として、平成23年度に制度化したものであります。
- 設立からこれまでの14年間においては、各地域市民センターを中心として、制度の趣旨や狙いを共有するとともに、目指すべき組織体制、自治振興交付金（まちづくり交付金）の適切な執行管理など、きめ細やかな支援をしてきたところであります。
- しかしながら、年次を重ねるなか、地域づくり計画の形骸化や役員の交代などにより理念と運用が乖離し、市職員においても、制度への理解が十分ではなく、全庁的体制による協働の支援体制を構築できなかったことが、総括的な課題であり、反省点としていたるところであります。

**問 9 8****次年度事業計画の見直し検討時期（前年度12月まで）と総会（新年度5、6月）の時期が異なる。注意点はあるか。**

答

- 多くの自治振興会・まちづくり協議会が新年度5、6月の総会における議決を経て、予算が確定し、当該年度の事業執行に移ることとなります。
- このようななか、会としての継続性を担保し、役員交代等により毎年度事業の方向性が急転（廃止、中止）しないよう、中長期（5年程度）の事業の方向性を定めたまちづくり計画を定めておられるところです。
- 今回の制度見直しについては、市の政策によるものであり、中長期の事業計画を見直す時期とはマッチしない可能性もあることから、まちづくり計画と一定の齟齬が生まれることはやむを得ないと考えています。
- このことから、総会議決を経ることなく、事業計画を検討していくこととなりますが、役員および理事会等を中心とする次年度予算（計画）検討時において、可能な限り検討過程を開かれたものとし、代議員等にも意思決定プロセスを提示することで理解をいただけるよう配慮されることが望ましいと考えます。

**問 9 9****自治振興会事務局で雇用する職員や地域支援員等にあたっては、公共職業安定所（ハローワーク）を通じた募集が必須か。**

答

- 自治振興会、まちづくり協議会における職員の採用においては、地域住民の合意形成を意識する必要があるものの、公共職業安定所を通じた求人は必須ではありません（官民とも法的要件はありません）。
- コミュニティセンター掲示板や組回覧等、ホームページ等における募集など、地域ごとに募集方法は様々となっています。

**問100**

**学校再編の議論がある。再編となった場合に自治振興会・まちづくり協議会（=学区）も統合するのか。**

答

- 地域の子どもたちは学校以外の家庭、地域においても成長していくものであり、自治振興会、まちづくり協議会における子ども、若者支援の取り組みは大切なものと考えます。
- 学校再編となった場合においても、日常の顔の見える単位である学区単位（自治振興会・まちづくり協議会）の取り組みの重要性は変わるものではないと考えており、現時点において、学校再編に合わせた自治振興会・まちづくり協議会の統合は考えていません。

**問101**

**コミュニティセンターにおける指定管理により、市民サービスが低下していないか。**

答

- コミュニティバス無料乗車券の交付については、個人情報を取り扱い、許認可を伴う業務であることから、令和6年4月より指定管理の有無に関わらず、各地域市民センターにおける対応としているところであります。
- また、コミュニティセンターにおける各種証明書の交付や税収納等についても、コンビニ交付の普及による利用件数の減少などを踏まえ、同様の対応に切り替えており、大きな混乱は生じていないと認識しております。
- 一方で、指定管理の有無に関わらず、高齢者や障がい者等を対象とする市民サービスについては、オンライン申請の利用やデジタル化等の手法も含めて検討していく必要があると考えております。

**問102**

**コミュニティセンターがない地域は指定管理できない。新たな施設を整備するのか。**

答

- 今後40年間で30%の床面積の削減を目指すなか、指定管理のためにコミュニティセンターなどの公共施設を新設することは考えていません。
- ただし、自治振興会などの学区ごとの地域運営組織の拠点となる事務所や、避難所等の防災拠点は、学区ごとに必要であると考えており、学校施設の一部や民間施設の一部を借りることも有効です。これらの家賃や経費は市が負担することが望ましいと考えます。

**問103**

**自治振興会・まちづくり協議会は「エリア制」とあるという理論はわかる。ただし、それは理論上フォローできているだけであり、現実的ではないのではないか。**

答

- 自治振興会・まちづくり協議会制度になれば、自動的に住民全員参加として機能するものではないと考えます。
- 自治振興会・まちづくり協議会は、メンバーシップによる区・自治会の延長線上にあるものではなく、公共性のある組織であり、地域（エリア）全体の住民の福祉の向上を意識して、事業に取り組む必要があります。
- その地道な事業の積み重ねのなかで、エリアを総括的に取りまとめる「協議体」としての機能が高まっていくものと考えます。

**問 104****公益的活動実施後の参加者への弁当類は出しても問題がないか。**

答

○お弁当代の支給は、敬老事業と同様に交付金からの支出を一律で不可とします。

**問 105****人材不足等により活動の継続が難しい。組織を解散する手続き等を示してほしい。**

答

○現在の自治振興会規則において、解散に係る条項はなく、それぞれの自治振興会規則においても、解散に係る条項はないと見受けられます。

○このことから、認可地縁団体制度やNPO法に準拠した取り扱いが考えられます。

○具体的には、理事会において①解散理由、②解散時期、③清算方法（残余財産の処分）について定めたうえで、総会への付議、決議でもって解散手続きに入ることができます。

○その後、市への届出、清算手続きにより解散が完了します。

○他に年度内(3/31)に総会等が成立せず、役員等が不在となった場合は、住民自治組織としての「意思決定機能」の不全と捉え、認可地縁団体、NPO法における設立認証取消しに準じた取り扱いが考えられます。

○解散手続きの流れ（例）

①市との十分な協議（解散を検討するに至る経緯等）

①規約・定款の確認

②理事会における審議⇒（a.解散理由、b.解散時期、c.清算方法（残余財産の処分）

③構成員（会員）への事前周知

④総会での解散決議

⑤市への届出・告示

⑥債権・債務の整理

⑦現務の整理・財産処分

⑧総会における清算報告（決算報告）

⑨清算終了届出・告示

⑩名義変更・解約などの後処理

**問 106****市と自治振（まち協）、区（自治会）の役割を明確に示してほしい。**

答

○市、自治振（まち協）、区（自治会）の役割については、地域、事業ごとにそれぞれ異なるものと考えられるため、一律に決めることは難しいと考えています。

○一方で、現在の行政区設置規則における行政区は「エリア（地域）」を指すのか、「メンバー（会）」を指すのか不明確であり、地域ごとの認識にもばらつきが生じています。

○自治振興会、区・自治会ともに、住民自治を担う組織であるにも関わらず、規則が分割されており、目的、役割の関係性がわかりにくいとの意見もあります。

○このことから、自治振興会等規則と行政区設置規則を一体化する方向性で進めており、区・自治会に依頼している「行政情報の伝達」「各種委員の推薦」「調査、調整依頼」等の業務についても、同規則で定める予定です。

**問 107****自治振興会・まちづくり協議会の運営に伴い必要な税はどのように支払うのか。**

答

- 自治振興会・まちづくり協議会の運営上必要な経費(法人税、事業税、住民税(法人税割)など)は、地域課題枠(B枠)の事務局経費から支払ってください。

**問 108****自治振興会の運営(自治振興交付金の使用方法含む)に関するQ&Aの作成とすべての自治振興会をはじめ広く市民の方が確認できるシステムを構築してほしい**

答

- 平成23年度の自治振興会制度の運用開始以降、設立の趣旨が十分に拡がっておらず、知見やノウハウが積みあがっていない現状にあります。
- このことから、自治振興交付金(まちづくり交付金)のリニューアルに合わせて、Q&Aを作成するとともに、毎年質疑応答の積み上げ公開(ポータル化)する仕組みの構築を進めていきます。※本Q&Aのことです。